

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラ
ドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に
関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条
約の規定の実施のための協定

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定

この協定の締約国は、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定を想起し、

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（以下「ストラドリング魚類資源」という。）及び高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを決意し、

この目的のために諸国間の協力を促進することを決意し、

旗国、寄港国及び沿岸国が、これらの資源について定められた保存管理措置について一層効果的な取締りを行うことを求め、

公海漁業の管理が多くの分野で不十分であり、いくつかの資源が過剰に利用されているとの国際連合環境開発会議において採択されたアジェンダ二十一第十七章プログラムエリアCに明示された問題（規制されて

いない漁業、過剰な投資、過大な船団規模、規制を回避するための漁船の旗国変更、選別性の高い漁具の不足さ、不正確なデータベース及び諸国間の十分な協力の欠如）に特に取り組むことを希望し、

責任ある漁業を行うことを約束し、

海洋環境に対する悪影響を回避し、生物の多様性を保全し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、及び漁獲操業が長期の又は回復不可能な影響を及ぼす危険性を最小限にする必要性を意識し、

開発途上国がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存、管理及び持続可能な利用への効果的な参加を可能にするための具体的な援助（財政的、科学的及び技術的援助を含む。）を必要としていることを認識し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定の実施に関する合意が、これらの目的に最も寄与し、かつ、国際の平和及び安全の維持に資することを確信し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約又はこの協定によって規律されない事項は、一般国際法の規則及び原則により引き続き規律されることを確認して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 用語及び対象

1 この協定の適用上、

(a) 「条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b) 「保存管理措置」とは、海洋生物資源の一又は二以上の種を保存し、及び管理するための措置であつて、条約及びこの協定に反映されている国際法の関連規則に適合するように定められ、かつ、適用されるものをいう。

(c) 「魚類」には、軟体動物及び甲殻類（条約第七十七条に定める定着性の種族に属する種を除く。）を含む。

(d) 「枠組み」とは、特に、小地域又は地域において一又は二以上のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定めるため、二以上の国が条約及びこの協定に従つて定める協力の仕組みをいう。

2 (a) 「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自国についてこの協定の効力が生じて

いる国をいう。

(b) この協定は、次に掲げる主体であつてこの協定の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該主体を含む。

(i) 条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主体

(ii) 条約の附属書IX第一条において「国際機関」と規定されている主体。ただし、第四十七条に従うことを条件とする。

3 この協定は、その漁船が公海において漁業を行うその他の漁業主体についても準用する。

第二条 目的

この協定の目的は、条約の関連規定を効果的に実施することを通じてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

第三条 適用範囲

1 この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、国の管轄の下にある水域を越える水域におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理について適用する。ただし、第六条及び第七条

の規定は、条約が定める異なる法制度であつて、国の管轄の下にある水域に適用されるもの及び国の管轄の下にある水域を越える水域に適用されるものに従うことを条件として、国の管轄の下にある水域内のこれらの資源の保存及び管理についても適用する。

2 沿岸国は、国の管轄の下にある水域内においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を探索し、及び開発し、保存し、並びに管理するための主権的権利を行使するに際し、第五条に掲げる一般原則を準用する。

3 いずれの国も、開発途上国が自国の管轄の下にある水域内において第五条から第七条までの規定を適用するための能力及びこの協定が規定する開発途上国に対する援助の必要性に妥当な考慮を払う。このため、第七部の規定は、国の管轄の下にある水域について準用する。

第四条 この協定と条約との関係

この協定のいかなる規定も、条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定については、条約の範囲内で、かつ、条約と適合するように解釈し、及び適用する。

第二部 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理

第五条 一般原則

沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、条約に従って協力する義務を履行するに当たり、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を保存し、及び管理するために次のことを行う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保し、並びにこれらの資源の最適な利用という目的を促進するための措置をとること。

(b) (a)に規定する措置が、入手することのできる最良の科学的証拠に基づくこと並びに環境上及び経済上の関連要因（開発途上国の特別の要請を含む。）を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なもの）のいずれであるかを問わない。）を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に資源量を維持し、又は回復できることを確保すること。

(c) 次条に従って予防的な取組方法を適用すること。

(d) 漁獲その他の人間の活動及び環境要因が、漁獲対象資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種に及ぼす影響を評価すること。

(e) 漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するために、必要な場合には、これらの種についての保存管理措置をとること。

(f) 選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を実行可能な範囲で含む措置をとることにより、汚染、浪費、投棄、紛失され又は遺棄された漁具による漁獲、非漁獲対象種（魚類であるか非魚類であるかを問わない。以下「非漁獲対象種」という。）の漁獲及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種（特に絶滅のおそれがある種）への影響を最小限にすること。

(g) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(h) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための措置並びに漁業資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための措置をとること。

(i) 零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れること。

(j) 漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（特に、附属書 I に規定する漁船の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量並びに漁獲努力量に関するもの）及び国内的又は国際的な調査計画からの情報を適

時に収集し、及び共有すること。

(k) 漁業における保存及び管理を支援するため、科学的調査を促進し、及び実施すること並びに適当な技術を開発すること。

(1) 実効的な監視、規制及び監督を通じて、保存管理措置を実施し、及びこれについて取締りを行うこと。

第六条 予防的な取組方法の適用

1 いずれの国も、海洋生物資源の保護及び海洋環境の保全のために、予防的な取組方法をストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存、管理及び開発について広く適用する。

2 いずれの国も、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払うものとする。十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

3 いずれの国も、予防的な取組方法を実施するに当たって、次のことを行う。

(a) 入手することのできる最良の科学的情報の入手及び共有により、並びに危険及び不確実性に対処する

ための改善された技術の実施により、漁業資源の保存及び管理のための意思決定を改善すること。

(b) 附属書Ⅱに規定する指針を適用すること並びに入手することのできる最良の科学的情報に基づいて、資源別の基準値及び漁獲量が当該基準値を超過した場合にとるべき措置を決定すること。

(c) 特に、資源の規模及び生産性に関連する不確実性、基準値、当該基準値に照らした資源の状態、漁獲量の水準及び分布、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種に漁獲活動が及ぼす影響並びに現在の又は予測される海洋、環境及び社会経済の状況を考慮に入れること。

(d) 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種並びにこれらの種の生息環境に漁獲が及ぼす影響を評価するためにデータの収集及び調査の計画を發展させること並びにこれらの種の保存を確保し、かつ、特別な懸念が生じている生息地を保護するために必要な計画を採用すること。

4 いずれの国も、漁獲量が基準値に接近している場合には、漁獲量が当該基準値を超過しないことを確保するための措置をとる。いずれの国も、漁獲量が当該基準値を超過した場合には、遅滞なく、資源を回復するために3(b)の規定に基づいて決定された措置をとる。

5 いずれの国も、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種の状

態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。いずれの国も、最新の情報に照らして当該保存管理措置を定期的に改定する。

6 いずれの国も、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置（特に漁獲量の制限及び漁獲努力量の制限を含む。）をとる。当該保存管理措置は、資源の長期的な持続可能性に当該漁場が及ぼす影響についての評価を可能とするのに十分なデータが得られるまで効力を有するものとし、その影響についての評価が可能となった時点で、当該評価に基づく保存管理措置が実施される。当該評価に基づく保存管理措置については、適当な場合には、当該漁場の漸進的な開発を認めなければならぬ。

7 いずれの国も、自然現象がストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及ぼす場合には、漁獲活動がそのような悪影響を増幅させないことを確保するために緊急の保存管理措置をとる。いずれの国も、漁獲活動がストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源の持続可能性に深刻な脅威となっている場合においても、緊急の保存管理措置をとる。緊急の保存管理措置は、一時的であり、

かつ、入手することのできる最良の科学的証拠に基づかなければならない。

第七条 保存管理措置の一貫性

1 国の管轄の下にある水域内において海洋生物資源を探查し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権的権利であつて条約に規定するもの並びに条約に従つて公海において自国民を漁獲に従事させるすべての国の権利を害することなく、

(a) ストラドリング魚類資源に関しては、関係する沿岸国及び当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する公海水域において自国民が当該資源を漁獲する国は、直接に又は第三部に規定する協力のための適当な仕組みを通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する公海水域における当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努める。

(b) 高度回遊性魚類資源に関しては、関係する沿岸国その他自国民がある地域において当該資源を漁獲する国は、国の管轄の下にある水域の内外を問わず、当該地域全体において当該資源の保存を確保し、かつ、当該資源の最適な利用という目的を促進するため、直接に又は第三部に規定する協力のための適当な仕組みを通じて協力する。

2 公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。このため、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源について一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。いずれの国も、一貫性のある保存管理措置を決定するに当たって、次のことを行う。

(a) 沿岸国が自国の管轄の下にある水域において同一の資源に関し条約第六十一条の規定に従って定め、及び適用している保存管理措置を考慮すること並びに当該資源に関し公海について定められる措置が当該保存管理措置の実効性を損なわないことを確保すること。

(b) 関係する沿岸国及び公海において漁獲を行う国が同一の資源に関し条約に従って公海について定め、及び適用している措置であって従前に合意されたものを考慮すること。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが同一の資源に関し条約に従って定め、及び適用している措置であって従前に合意されたものを考慮すること。

(d) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の生物学的一体性その他の生物学的特性並びにこれ

らの資源の分布、漁場及び関係地域の地理的特殊性の間の関係（ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源が国の管轄の下にある水域内において存在し、及び漁獲される程度を含む。）を考慮すること。

(e) 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

(f) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての一貫性のある保存管理措置が海洋生物資源全体に対して有害な影響を及ぼす結果とならないことを確保すること。

3 いずれの国も、協力する義務を履行するに当たり、合理的な期間内に一貫性のある保存管理措置に合意するために、あらゆる努力を払う。

4 いずれの関係国も、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第八部に規定する紛争解決手続をとることができる。

5 関係国は、一貫性のある保存管理措置について合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実質的な性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。暫定的な枠組みに合意することができない場合には、いずれの関係国も、暫定的な措置を得るため、第八部に規定する紛争解決手続に

従って裁判所に紛争を付託することができる。

6 5の規定に基づいて設けられた暫定的な枠組み又は決定された暫定的な措置は、この部の規定を考慮し、並びにすべての関係国の権利及び義務に妥当な考慮を払ったものでなければならず、また、一貫性のある保存管理措置に関する最終的な合意への到達を危うくし、又は妨げ、及びいかなる紛争解決手続の確定的な結果にも影響を及ぼすものであってはならない。

7 沿岸国は、小地域又は地域の公海において漁獲を行う国に対し、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みその他適当な方法を通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域内のストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に対してとった措置について定期的に通報する。

8 公海において漁獲を行う国は、関心を有する他の国に対し、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みその他適当な方法を通じて、公海においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を漁獲する自国を旗国とする漁船の活動を規制するためにとった措置について定期的に通報する。

第三部 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際協力のための仕組み

第八条 保存及び管理のための協力

1 沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の効果的な保存及び管理を確保するため、漁獲を行う小地域又は地域の特性を考慮しつつ、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じて、条約に従い、これらの資源に関して協力する。

2 いずれの国も、特に、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源が過度の開発の脅威にさらされているとの証拠が存在する場合又はこれらの資源について新規の漁場が開発されようとしている場合には、誠実に、かつ、遅滞なく協議する。このため、関心を有するいずれかの国の要請により、これらの資源の保存及び管理を確保するための適当な枠組みを設けるために協議を開始することができる。いずれの国も、そのような枠組みについて合意に達するまでの間、この協定の規定を遵守するものとし、また、他国の権利、利益及び義務に妥当な考慮を払いつつ、誠実に行動する。

3 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定める権限を有する場合には、公海においてこれらの資源を漁獲す

る国及び関係する沿岸国は、当該機関の加盟国若しくは当該枠組みの参加国となることにより、又は当該機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置の適用に同意することにより、協力する義務を履行する。関係する漁業に現実の利害関係を有する国は、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国となることができず、当該枠組みの参加国となることのできる。当該機関又は枠組みへの参加条件は、現実の利害関係を有する国が当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国となることを排除するものであってはならず、また、関係する漁業に現実の利害関係を有する国又は国の集団を差別するような方法により適用されてはならない。

4 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国若しくはそのような枠組みの参加国又は当該機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置の適用に同意する国のみが、当該保存管理措置が適用される漁業資源を利用する機会を有する。

5 関係する沿岸国及び小地域又は地域の公海において特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源を漁獲する国は、これらの資源の保存管理措置を定める小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在しない場合には、これらの資源の保存及び管理を確保するため、そのような機関を設立し、又は他の適当な枠組みを設けるために協力し、及び当該機関又は枠組みの活動に参加する。

6 生物資源に関して権限を有する政府間機関が措置をとるべきであると提案しようとするいかなる国も、当該政府間機関のとり措が権限のある小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが既に定めた保存管理措置に著しい影響を及ぼす可能性がある場合には、当該機関又は枠組みを通じて、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国と協議すべきである。そのような協議は、実行可能な限り、当該政府間機関への提案の提出に先立って行われるべきである。

第九条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組み

1 いずれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源につき、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立し、又はそのような枠組みを設けるに当たって、特に次の事項について合意する。

- (a) 保存管理措置を適用する資源（当該資源の生物学的特性及び関連する漁業の性質を考慮に入れたものの）
- (b) 保存管理措置を適用する地域（第七条1の規定並びに社会経済上、地理上及び環境上の要因を含む小地域又は地域の特性を考慮に入れたもの）

(c) 新たに設立される機関又は新たに設けられる枠組みの活動と、関係する既存の漁業管理のための機関又は枠組みの役割、目的及び業務との関係

(d) 新たに設立される機関又は新たに設けられる枠組みが科学的な助言を入手し、かつ、当該資源の状態を検討するための仕組み（適当な場合には、科学諮問機関の設立を含む。）

2 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立すること又はそのような枠組みを設けることに協力する国は、当該機関又は枠組みの活動に現実の利害関係を有していると認める他の国に対し、そのような協力について通報する。

第十条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの役割

いずれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じて協力する義務を履行するに当たって、次のことを行う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保するための保存管理措置について合意し、並びに当該保存管理措置を遵守すること。

(b) 適当な場合には、漁獲可能量又は漁獲努力量の割当てその他当該機関又は枠組みの当事者としての権

利について合意すること。

(c) 漁獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告された国際的な最低限度の基準を採用し、及び適用すること。

(d) 科学的な助言を入手し、及び評価すること、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態を検討すること並びに非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し、又は依存している種に漁獲が及ぼす影響を評価すること。

(e) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を対象とする漁業に関するデータの収集、報告、検証及び交換のための基準について合意すること。

(f) 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的証拠の入手を確保するため、附属書 I の規定に従って、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。

(g) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の科学的評価及び関連する調査を促進し、及び実施し、並びにこれらの結果を普及させること。

(h) 効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適当な協力の仕組みを設けること。

- (i) 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加国の漁業上の利益に配慮するための方法について合意すること。
- (j) 適時に、かつ、効果的に保存管理措置をとることを容易にする意思決定手続について合意すること。
- (k) 第八部の規定に従い紛争の平和的解決を促進すること。
- (l) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの勧告及び決定の実施に当たって自国の関連する当局及び産業界の十分な協力を確保すること。
- (m) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが定めた保存管理措置を適当な方法で公表すること。

第十一条 新たな加盟国又は新たな参加国

いずれの国も、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加国としての権利の性質及び範囲を決定するに当たって、特に次の事項を考慮する。

- (a) 漁場におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態及び現在の漁獲努力量
- (b) 新たな及び既存の加盟国又は参加国のそれぞれの利益、漁獲の態様及び漁獲の慣行

- (c) 新たな及び既存の加盟国又は参加国の資源の保存及び管理、正確なデータの収集及び提供並びに資源に関する科学的調査の実施に対するそれぞれの貢献
- (d) 資源の漁獲に主として依存している沿岸漁業を営む地域の必要性
- (e) 自国の経済が海洋生物資源の開発に依存する度合が極めて高い沿岸国の必要性
- (f) 自国の管轄の下にある水域に資源の存在する開発途上国が当該小地域又は地域から得られる利益

第十二条 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの活動における透明性

1 いずれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの意思決定その他の活動において透明性を確保する。

2 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関心を有する他の政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバーその他の適当な資格で、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの手続に従って、当該機関又は枠組みの会合に参加する機会を与えられる。当該手続は、そのような会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。当該政府間機関及び非政府機関は、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの記録及び報告の入手に関する手続規則に従って、当該機関又は枠組み

の記録及び報告を適時に入手することができる。

第十三条 既存の機関又は枠組みの強化

いずれの国も、既存の小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みがストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存管理措置を定め、及び実施するに当たってその実効性を高めるために、当該機関又は枠組みを強化することに協力する。

第十四条 情報の収集及び提供並びに科学的調査における協力

1 いずれの国も、この協定に基づく自国の義務を履行するため、自国を旗国とする漁船が必要な情報を提供することを確保する。このため、いずれの国も、附属書Iの規定に従って次のことを行う。

- (a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を対象とする漁業に関する科学的、技術的及び統計的なデータを収集し、及び交換すること。
- (b) 効果的な資源評価を促進するために十分に詳細なデータが収集され、かつ、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの要請を満たすためにデータが適時に提供されることを確保すること。
- (c) 当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。

2 いずれの国も、直接に又は小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じ、協力して次のことを行う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の性質並びにこれらの資源を対象とする漁業の性質を考慮し、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対して提供するデータの明細及びその様式について合意すること。

(b) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための措置を改善するための分析技術及び資源の評価方法を開発し、及び共有すること。

3 いずれの国も、条約第十三部の規定に従い、すべての者の利益に資するよう、漁業分野における科学的調査の能力を強化し、並びにストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関連する科学的調査を促進するために、直接に又は権限のある国際機関を通じて協力する。このため、国の管轄の下にある水域を越える水域において当該調査を実施する国又は権限のある国際機関は、当該調査の結果並びにその目的及び方法に関する情報の公表及び関心を有する国への頒布を積極的に促進するものとし、また、実行可能な範囲で、関心を有する国の科学者が当該調査に参加することを促進する。

第十五条 閉鎖海又は半閉鎖海

いずれの国も、閉鎖海又は半閉鎖海においてこの協定の規定を実施するに当たり、これらの海の自然の特徴を考慮し、並びに条約第九部及び条約の他の関連規定に適合するように行動する。

第十六条 一の国の管轄の下にある水域によって完全に囲まれている公海水域

1 一の国の管轄の下にある水域によって完全に囲まれている公海水域においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の漁獲を行う国並びに当該一の国は、当該公海水域における当該資源についての保存管理措置を定めるために協力する。いずれの国も、当該公海水域の自然の特徴に配慮して、第七条の規定に従って当該資源について一貫性のある保存管理措置を定めることに特別な注意を払う。当該公海水域についてとられる保存管理措置は、条約に基づく沿岸国の権利、義務及び利益を考慮に入れ、入手することのできる最良の科学的証拠に基づくものとし、並びに当該沿岸国が自国の管轄の下にある水域において同一の資源に関し条約第六十一条の規定に従って定め、及び適用している保存管理措置を考慮に入れる。いずれの国も、当該公海水域における当該保存管理措置の遵守を確保するために、監視、規制、監督及び取締りのための措置に合意する。

2 いずれの国も、第八条の規定に従い、誠実に行動し、及び1に定める水域における漁獲操業の実施に当たって適用される保存管理措置について遅滞なく合意するためにあらゆる努力を払う。関係する漁業国及び沿岸国は、そのような保存管理措置について合理的な期間内に合意することができない場合には、1の規定を考慮しつつ、暫定的な枠組み又は暫定的な措置に関する第七条4から6までの規定を適用する。そのような暫定的な枠組み又は暫定的な措置が定められるまでの間、関係する漁業国は、自国を旗国とする漁船が関係する資源を損なうような漁業に従事しないよう、当該漁船について措置をとる。

第四部 非加盟国又は非参加国

第十七条 機関の非加盟国又は枠組みの非参加国

1 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の非加盟国又はそのような枠組みの非参加国であつて、当該機関又は枠組みが定めた保存管理措置を適用することに別段の合意をしないものは、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関し条約及びこの協定に従って協力する義務を免除されない。

2 1に規定する国は、自国を旗国とする漁船に対し、1に規定する機関又は枠組みが定めた保存管理措置

の対象であるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の漁獲操業に従事することを許可してはならない。

3 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国は、当該機関又は枠組みが定めた保存管理措置を関係する水域における漁獲活動にできる限り広範に事実上適用するため、第一条3に定める漁業主体であつて当該関係する水域において操業する漁船を有するものに対し、当該保存管理措置の実施について当該機関又は枠組みに十分協力するよう個別に又は共同して要請する。当該漁業主体は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置の遵守についての約束に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

4 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国は、当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参加国であつて関係する資源の漁獲操業を行っているものを旗国とする漁船の活動に関する情報を交換する。いずれの国も、そのような漁船が小地域的又は地域的な保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するために、この協定及び国際法に適合する措置をとる。

第五部 旗国の義務

第十八条 旗国の義務

- 1 自国の漁船が公海において漁獲を行う国は、自国を旗国とする漁船が小地域的又は地域的な保存管理措置を遵守すること及び当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。
- 2 いずれの国も、条約及びこの協定に基づく自国を旗国とする漁船に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該漁船を公海における漁獲のために使用することを許可する。
- 3 いずれの国も、自国を旗国とする漁船に関して、次の事項を含む措置をとる。
 - (a) 小地域的、地域的又は世界的に合意される関係手続に従い、漁獲の免許、許可又は承認によって公海上の自国を旗国とする漁船を管理すること。
 - (b) 次の事項を内容とする規則を定めること。
 - (i) 旗国がその小地域的、地域的又は世界的な義務を履行するのに十分な条件を免許、許可又は承認に付すること。
 - (ii) 漁獲のための免許若しくは許可を正当に与えられていない漁船又は免許、許可若しくは承認につい

ての条件に従わない漁船が公海において漁獲を行うことを禁止すること。

(iii) 公海において漁獲を行う漁船に対し、常時船舶内に免許証、許可証又は承認証を備え置くこと及び正当な権限を与えられた者による検査の際に要請に応じてこれを提示することを義務付けること。

(iv) 自国を旗国とする漁船が他国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないことを確保すること。

(c) 公海において漁獲を行う許可を与えた漁船に関する自国の記録を作成すること及び直接の利害関係を有する国が要請する場合には当該記録に含まれる情報を提供すること（ただし、そのような情報の開示に関する旗国の国内法を考慮する。）。

(d) 統一的であり、かつ、国際的に識別することのできる漁船及び漁具の標識制度（例えば、漁船の標識及び識別に関する国際連合食糧農業機関の標準仕様）に従った漁船及び漁具の識別のための標識を付することを義務付けること。

(e) データの収集に関する小地域的、地域的又は世界的な基準に従い、漁船の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量、漁獲努力量その他の漁業に関するデータを記録し、及び適時に報告することを義務

付けること。

(f) オブザーバー計画、検査制度、陸揚げの報告、転載の監督並びに陸揚げされた漁獲物及び市場統計の監視等の方法によつて漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量を確認することを義務付けること。

(g) 特に次の方法により、自国を旗国とする漁船、その漁獲操業及び関連する活動を監視し、規制し、及び監督すること。

(i) 自国の検査制度の実施並びに第二十一条及び第二十二条の規定に従つた小地域又は地域における取締りのための協力制度の実施（他国の正当に権限を与えられた検査官による乗船及び検査を認めることを自国を旗国とする漁船に義務付けることを含む。）

(ii) 自国のオブザーバー計画の実施及び自国が参加している小地域的又は地域的なオブザーバー計画の実施（当該小地域的又は地域的なオブザーバー計画の下で合意された任務を遂行するための他国のオブザーバーの乗船等を認めることを自国を旗国とする漁船に義務付けることを含む。）

(iii) 自国の計画及び関係国間で小地域的、地域的又は世界的に合意した計画に基づく船舶監視システム（適当な場合には、衛星送信システムを含む。）の開発及び実施

- (h) 保存管理措置の実効性が損なわれないことを確保するために公海における転載を規制すること。
- (i) 小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の遵守を確保するために漁獲活動を規制（非漁獲対象種の漁獲量を最小とすることを目的とした規制を含む。）すること。
- 4 小地域的、地域的又は世界的に合意された監視、規制及び監督の制度が実施されている場合には、いずれの国も、自国を旗国とする漁船に対してとる措置が当該制度に適合するものであることを確保する。

第六部 遵守及び取締り

第十九条 旗国による遵守及び取締り

- 1 いずれの国も、自国を旗国とする漁船がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての小地域的又は地域的な保存管理措置を遵守することを確保する。このため、当該国は、次のことを行う。
 - (a) 当該保存管理措置に対する違反を取り締まること（違反が生ずる場所のいかんを問わない。）。
 - (b) 小地域的又は地域的な保存管理措置に対するいかなる違反の容疑についても、直ちに、かつ、十分に調査（関係する漁船に対する物理的な検査を含む。）を行い、違反を申し立てる国及び関係する小地域的又は地域的な機関又は枠組みに対して当該調査の進展及び結果を速やかに報告すること。

(c) 自国を旗国とするいかなる漁船に対しても、違反を申し立てられた水域における漁船の位置、漁獲量、漁具、漁獲操業及び関連する活動に関する情報を調査当局に提出するよう義務付けること。

(d) 違反の容疑につき十分な証拠が存在すると認める場合には、手続を開始するため自国の法律に従って遅滞なく自国の当局に事件を付託し、及び適当な場合には関係する漁船を抑留すること。

(e) 自国を旗国とする漁船が当該保存管理措置に対する重大な違反を行ったことが自国の法律によって確定した場合には、その漁船が当該違反について自国によって課されたすべての制裁に従うまでの間、公海における漁獲操業に従事しないことを確保すること。

2 すべての調査及び司法上の手続は、速やかに実施されるものとする。違反について適用される制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため、及び場所のいかんを問わず違反を防止するため十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を没収するものとする。漁船の船長その他の上級乗組員について適用される措置は、特に船長又は上級乗組員として漁船で勤務するための承認の拒否、取消し又は停止を可能とする規定を含むものとする。

第二十条 取締りのための国際協力

1 いずれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての小地域的又は地域的な保存管理措置の遵守及びその違反に対する取締りを確保するために、直接に又は小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じて協力する。

2 ストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源についての保存管理措置に対する違反の容疑につき調査を行っている旗国は、当該調査の実施のために他の国の協力が有益であると考える場合には、当該他の国の支援を要請することができる。すべての国は、当該調査に関連した旗国の合理的な要請に応ずるよう努力する。

3 旗国は、直接に、関心を有する他の国と協力して又は関係する小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じて、そのような調査を実施することができる。当該調査の進展及び結果に関する情報については、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置に対する違反の容疑に利害関係を有するすべての国又は当該違反の容疑によって影響を受けるすべての国に提供する。

4 いずれの国も、小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと報告さ

れた漁船を特定するために相互に支援する。

5 いずれの国も、自国の国内法令によって認められた範囲内で、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置に対する違反の容疑に関連する証拠を他の国の検察当局に提供するための措置を定める。

6 公海上の漁船が沿岸国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行ったと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、当該漁船の旗国は、関係する沿岸国の要請により、直ちに、かつ、十分にこの事案を調査する。この場合において、旗国は、適当な取締りを行うことについて当該沿岸国と協力するものとし、また、当該沿岸国の関係当局に対し、公海上の当該漁船に乗船し、及びこれを検査することを認めることができる。この6の規定は、条約第百十一条の規定の適用を妨げるものではない。

7 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国である締約国は、当該機関又は枠組みが定めた保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する活動に従事した漁船が当該小地域又は地域の公海において漁獲を行うことを抑止するため、旗国が適当な措置をとるまでの間、国際法に基づいた措置（この目的のために定められた小地域又は地域の手続の利用

を含む。)をとることができる。

第二十一条 取締りのための小地域的又は地域的な協力

1 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの対象水域である公海において、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国である締約国は、当該機関又は枠組みが定めたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置の遵守を確保するため、2の規定に従い、正当に権限を与えた自国の検査官により、この協定の他の締約国（当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国であるか否かを問わない。）を旗国とする漁船に乗船し、及びこれを検査することができる。

2 いずれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じ、1の規定に基づく乗船及び検査の手續並びにこの条の他の規定を実施するための手續を定める。この手續は、この条の規定及び次条に規定する基本的な手續に適合するものとし、また、当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参加国を差別するものであってはならない。乗船及び検査並びにその後の取締りは、そのような手續に従って行われる。いずれの国も、この2の規定に従って定められた手續を適当に公表する。

3 この協定の採択後二年以内に、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが2に定める手

続を定めない場合には、当該手続が定められるまでの間、1の規定に基づく乗船及び検査並びにその後の取締りは、この条の規定及び次条に規定する基本的な手続に従って実施されるものとする。

4 検査国は、この条の規定に基づく措置をとるに先立ち、小地域又は地域の公海においてその漁船が漁獲を行っているすべての国に対し、直接に又は関係する小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じ、正当に権限を与えた自国の検査官に発行した身分証明書の様式を通報する。乗船及び検査に用いられる船舶は、政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることができるものとする。いずれの国も、この協定の締結の際に、この条の規定に基づく通報を受領する適当な当局を指定するものとし、そのように指定した当局を関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じて適当に公表する。

5 乗船及び検査の結果、漁船が1に規定する保存管理措置に違反する活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、検査国は、適当なときは、証拠を確保し、及び旗国に対し違反の容疑を速やかに通報する。

6 旗国は、5に規定する通報に対し、その受領から三作業日以内又は2の規定に従って定められた手続に

一定める期間内に回答するものとし、次のいずれかのことを行う。

(a) 5に規定する漁船について調査し、及び証拠により正当化される場合には取締りを行うことにより第十九条に基づく義務を遅滞なく履行すること。この場合において、旗国は、調査の結果及び行った取締りについて検査国に速やかに通報する。

(b) 検査国が調査することを許可すること。

7 旗国が検査国に対して違反の容疑を調査することを許可する場合には、当該検査国は、当該旗国に対して調査結果を遅滞なく通報する。旗国は、証拠により正当化される場合には、5に規定する漁船について取締りを行うことにより義務を履行する。これに代えて、旗国は、検査国に対し、当該漁船に関して旗国が明示する取締りであつてこの協定に基づく旗国の権利及び義務に反しないものをとることを許可することができる。

8 乗船及び検査の結果、漁船が重大な違反を行つていたと信ずるに足りる明白な根拠がある場合において、旗国が6又は7の規定に基づいて必要とされる回答を行わなかつたとき、又は措置をとらなかつたときは、検査官は、乗船を継続し、及び証拠を確保することが出来るものとし、また、船長に対し、更なる

調査（適当な場合には、当該漁船を最も近い適当な港又は2の規定に従って定められた手続に定める港に遅滞なく移動させて行う調査を含む。）に協力することを要請することができる。検査国は、当該漁船が向かう港の名称を直ちに旗国に通報する。検査国、旗国及び適当な場合には寄港国は、乗組員の国籍のいかんを問わず、乗組員に対する良好な取扱いを確保するために必要なすべての措置をとる。

9 検査国は、旗国及び関係する機関又は関係する枠組みのすべての参加国に対し更なる調査の結果を通報する。

10 検査国は、自国の検査官に対し、船舶及び船員の安全に関する一般的に認められた国際的な規則、手続及び慣行を遵守すること、漁獲操業の妨げとなることを最小限にすること並びに船上の漁獲物の品質に悪影響を与えるような行動を実行可能な範囲で避けることを義務付ける。検査国は、乗船及び検査が漁船に對する不当な妨げとなるような方法で実施されないことを確保する。

11 この条の規定の適用上、「重大な違反」とは、次のいずれかのことをいう。

(a) 旗国が第十八条3(a)の規定に従って与える有効な免許、許可又は承認を得ることなく漁獲を行うこと。

- (b) 関係する小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みによって義務付けられた漁獲量の正確な記録及び漁獲量に関連するデータを保持しないこと又は当該機関若しくは枠組みによって義務付けられた漁獲量報告に関して重大な誤りのある報告を行うこと。
- (c) 禁漁区域において漁獲を行うこと、禁漁期において漁獲を行うこと及び関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが定めた漁獲割当てを有せずには又は当該漁獲割当ての達成後に漁獲を行うこと。
- (d) 漁獲が一時的に停止されている資源又は漁獲が禁止されている資源を対象とする漁獲を行うこと。
- (e) 禁止されている漁具を使用すること。
- (f) 漁船の標識、識別又は登録を偽造し、又は隠ぺいすること。
- (g) 調査に関連する証拠を隠ぺいし、改ざんし、又は処分すること。
- (h) 全体として保存管理措置の重大な軽視となるような複数の違反を行うこと。
- (i) 関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが定めた手続において重大な違反と明記するその他の違反を行うこと。

12 この条の他の規定にかかわらず、旗国は、いつでも、違反の容疑に関し、第十九条の規定に基づく義務を履行するための措置をとることができる。漁船が検査国の指示の下にある場合には、当該検査国は、旗国の要請により、自国が行った調査の進展及び結果に関する十分な情報と共に当該漁船を旗国に引き渡す。

13 この条の規定は、自国の法律に従って措置（制裁を課す手続を含む。）をとる旗国の権利を妨げるものではない。

14 この条の規定は、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国である締約国が、この協定の他の締約国を旗国とする漁船が当該機関又は枠組みの対象水域である公海において1に規定する関係する保存管理措置に違反する活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠を有している場合において、当該漁船がその後、同一の漁獲のための航行中に、検査国の管轄の下にある水域に入ったときは、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国である締約国が行う乗船及び検査について準用する。

15 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが、この協定に基づく当該機関の加盟国又は当

該枠組みの参加国の義務であつて当該機関又は枠組みの定めた保存管理措置の遵守の確保に係るものの効果的な履行を可能とするような代替的な仕組みを定めた場合には、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国は、関係する公海水域について定められた保存管理措置に関し、これらの国々の間において1の規定の適用を制限することについて合意することができる。

16 旗国以外の国が小地域的又は地域的な保存管理措置に違反する活動に従事した漁船に対してとる措置は、違反の重大さと均衡がとれたものとする。

17 公海上の漁船が国籍を有していないことを疑うに足りる合理的な根拠がある場合には、いずれの国も、当該漁船に乗船し、及びこれを検査することができる。証拠が十分である場合には、当該国は、国際法に従つて適当な措置をとることができる。

18 いずれの国も、この条の規定によりとつた措置が違法であつた場合又は入手可能な情報に照らしてこの条の規定を実施するために合理的に必要とされる限度を超えた場合には、当該措置に起因する損害又は損失であつて自国の責めに帰すべきものについて責任を負う。

第二十二條 前条による乗船及び検査のための基本的な手続

1 検査国は、正当に権限を与えた自国の検査官が次のことを行うことを確保する。

(a) 船長に身分証明書を提示し、及び関係する保存管理措置又は問題となっている公海水域において有効な規則であつて当該保存管理措置に基づくものの写しを提示すること。

(b) 乗船及び検査を行う時点において旗国への通報を開始すること。

(c) 乗船及び検査を行っている間、船長が旗国の当局と連絡を取ることを妨げないこと。

(d) 船長及び旗国の当局に乗船及び検査についての報告書（船長が希望する場合には、異議又は陳述を含める。）の写しを提供すること。

(e) 重大な違反の証拠が見つからない場合には、検査が終了した後、漁船から速やかに下船すること。

(f) 実力の行使を避けること。ただし、検査官がその任務の遂行を妨害される場合において、その安全を確保するために必要なときは、この限りでない。この場合において、実力の行使は、検査官の安全を確保するために及び状況により合理的に必要なとされる限度を超えてはならない。

2 検査国が正当に権限を与えた検査官は、漁船、その免許、漁具、装置、記録、設備、漁獲物及びその製品並びに関係する保存管理措置の遵守を確認するために必要な関係書類を検査する権限を有する。

3 旗国は、船長が次のことを行うことを確保する。

- (a) 検査官の迅速かつ安全な乗船を受け入れ、及び容易にすること。
- (b) この条及び前条に規定する手続に従って実施される漁船に対する検査に協力し、及び支援すること。
- (c) 検査官の任務の遂行に当たり、検査官に対し妨害、威嚇又は干渉を行わないこと。
- (d) 乗船及び検査が行われている間、検査官が旗国の当局及び検査国の当局と連絡を取ることを認めると。

(e) 適当な場合には、食料及び宿泊施設を含む合理的な便益を検査官に提供すること。

(f) 検査官の安全な下船を容易にすること。

4 旗国は、船長がこの条及び前条の規定に基づく乗船及び検査の受入れを拒否する場合（海上における安全に関する一般的に認められた国際的な規則、手続及び慣行に従って乗船及び検査を遅らせる必要がある場合を除く。）には、当該船長に対し直ちに乗船及び検査を受け入れるよう指示する。当該船長が旗国のそのような指示にも従わない場合には、当該旗国は、当該漁船の漁獲のための許可を停止し、及び当該漁船に対して直ちに帰港するよう命ずる。当該旗国は、この4に規定する事態が発生した場合には、とつた

措置を検査国に通報する。

第二十三条 寄港国がとる措置

1 寄港国は、国際法に従って、小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。寄港国は、当該措置をとる場合には、いずれの国の漁船に対しても法律上又は事実上の差別を行ってはならない。

2 寄港国は、漁船が自国の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、特に、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査することができる。

3 いずれの国も、漁獲物が公海における小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲されたと認める場合には、陸揚げ及び転載を禁止する権限を自国の関係当局に与えるための規則を定めることができる。

4 この条のいかなる規定も、国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

第七部 開発途上国の要請

第二十四条 開発途上国の特別な要請の認識

- 1 いずれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びにこれらの資源についての漁場の開発に関する開発途上国の特別な要請を十分に認識する。このため、各国は、直接に又は国際連合開発計画、国際連合食糧農業機関その他の専門機関、地球環境基金、持続可能な開発のための委員会及び他の適当な国際的若しくは地域的な機関若しくは団体を通じて、開発途上国に援助を提供する。
- 2 いずれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定めることに協力する義務を履行するに当たり、特に次の事項に関する開発途上国の特別な要請を考慮する。
 - (a) 海洋生物資源の利用（自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。）に依存する開発途上国のぜい弱性
 - (b) 開発途上国（特に開発途上にある島嶼国）において、自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者、女性の漁業労働者及び原住民に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者の漁場の利用を確保する必要性
 - (c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に開発途上国に転嫁されない

ことを確保する必要性

第二十五条 開発途上国との協力の形態

1 いずれの国も、直接に又は小地域的、地域的若しくは世界的な機関を通じて、協力して次のことを行う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びにこれらの資源に関する漁場の開発のための開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の能力を高めること。

(b) 第五条及び第十一条の規定に従うことを条件に、開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）がこれらの魚類資源を対象とした公海漁業に参加することができるように、開発途上国を援助すること（公海漁業への参加を容易にすることを含む）。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みへの開発途上国の参加を促進すること。

2 この条に定める目的のための開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助、技術移転（合弁事業の取極によるものを含む。）並びに顧問サービス及び諮問サービスの提供を含む。

3 2に規定する援助は、特に次の事項を対象とする。

(a) 漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理の改善

(b) 資源評価及び科学的調査

(c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発を含む。）、国の及び地域的なオブザーバー計画の開発並びにこれらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会及び設備の利用

第二十六条 この協定の実施のための特別の援助

1 いずれの国も、開発途上国がこの協定を実施するための援助（開発途上国が当事者となる紛争解決手続に關係する費用に充てるための援助を含む。）に關する特別基金の設立に協力する。

2 いずれの国及び国際機関も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に關し、開發途上国が新たに小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立し若しくはそのような枠組みを設けること又は既存の機関若しくは枠組みを強化することを支援すべきである。

第八部 紛争の平和的解決

第二十七条 平和的手段によつて紛争を解決する義務

いずれの国も、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域の機関又は地域的取極の利用その他当事者が選択する平和的手段によつて紛争を解決する義務を負う。

第二十八条 紛争の防止

いずれの国も、紛争を防止するために協力する。このため、いずれの国も、小地域の又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みにおける効率的かつ迅速な意思決定手続について合意するとともに、必要に応じて既存の意思決定手続を強化する。

第二十九条 技術的な性質を有する紛争

紛争が技術的な性質を有する事項に関係する場合には、関係国は、関係国間で設置する特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、関係国と協議し、及び紛争解決のための拘束力のある手続によることなく問題を速やかに解決するよう努める。

第三十条 紛争解決手続

1 条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締約国（条約の締約国であるか否かを問わない。）間の紛争について準用する。

2 条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の締約国（条約の締約国であるか否かを問わない。）間の紛争であつて、当該締約国が共に締結しているストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源に関する小地域的、地域的又は世界的な漁業協定の解釈又は適用に関するもの（これらの資源の保存及び管理に関するものを含む。）について準用する。

3 この協定の締約国であり、かつ、条約の締約国である国が条約第二百八十七条の規定に従つて受け入れた手続は、この部に定める紛争の解決について適用する。ただし、そのような国が、この協定に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争の解決のために同条の規定に従つて同条に定める他の手続を受け入れた場合は、この限りでない。

4 この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、この協定に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この部に定める紛争の解決のために条約第二百八十七条1に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。同

条の規定は、この協定の締約国であるが条約の締約国でない国がこのような宣言を行う場合及び当該国が効力を有する宣言の対象とならない紛争の当事者である場合についても適用する。条約の附属書V、附属書VII及び附属書VIIIに従って調停及び仲裁を行うに当たって、当該国は、この部に定める紛争の解決のため、条約の附属書V第二条、附属書VII第二条及び附属書VIII第二条に定める名簿に含まれる調停人、仲裁人及び専門家を指名することができる。

5 この部の規定に従って紛争が付託された裁判所は、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存を確保するため、条約、この協定及び関係する小地域的、地域的又は世界的な漁業協定の関連規定、一般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに条約に反しない国際法の他の規則を適用する。

第三十一条 暫定的な措置

1 紛争がこの部の規定に従って解決されるまでの間、紛争当事者は、実質的な性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。

2 条約第二百九十条の規定にかかわらず、この部の規定に従って紛争が付託された裁判所は、第七条5及

び第十六条2に定める状況において並びに紛争当事者のそれぞれの権利を保全し、又は問題となっている資源への損害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定的な措置を定めることができる。

3 条約第二百九十条5の規定にかかわらず、この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、国際海洋法裁判所が自国の同意なく暫定的な措置を定め、修正し、又は取り消す権限を有しないことを宣言することができる。

第三十二条 紛争解決手続の適用の制限

条約第二百九十七条3の規定は、この協定について適用する。

第九部 この協定の非締約国

第三十三条 この協定の非締約国

1 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定に適合する法令を制定するよう奨励する。

2 締約国は、非締約国を旗国とする漁船がこの協定の効果的な実施を損なう活動を行うことを抑止するため、この協定及び国際法に適合する措置をとる。

第十部 信義誠実及び権利の濫用

第三十四条 信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定に基づいて負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利を濫用とならないように行使する。

第十一部 責任

第三十五条 責任

締約国は、この協定に関して自国の責めに帰すべき損害又は損失につき、国際法に基づいて責任を負う。

第十二部 再検討のための会議

第三十六条 再検討のための会議

1 国際連合事務総長は、この協定が効力を生ずる日の四年後に、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理の確保についてのこの協定の実効性を評価するため、会議を招集する。同事務総長は、この会議にすべての締約国、この協定の締約国となる資格を有する国及び主体並びにオブザーバーとして参加する資格を有する政府機関及び非政府機関を招請する。

2 1に規定する会議は、この協定の規定の妥当性を再検討し、及び評価するものとし、必要な場合には、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する継続的な問題に一層適切に対処するため、この協定の規定の内容及び実施手段を強化する方法を提案する。

第十三部 最終規定

第三十七条 署名

この協定は、千九百九十五年十二月四日から十二箇月の間、国際連合本部において、すべての国及び第一条2(b)に規定するその他の主体による署名のために開放しておく。

第三十八条 批准

この協定は、国及び第一条2(b)に規定するその他の主体によって批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第三十九条 加入

この協定は、国及び第一条2(b)に規定するその他の主体による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第四十条 効力発生

- 1 この協定は、三十番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三十日で効力を生ずる。
- 2 三十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの協定を批准し、又はこれに加入する国については、この協定は、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十一条 暫定的な適用

- 1 この協定は、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は主体によって暫定的に適用される。当該暫定的な適用は、当該通告の受領の日から有効となる。
- 2 国又は主体による暫定的な適用は、当該国若しくは主体についてこの協定が効力を生ずる時又は当該国若しくは主体が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第四十二条 留保及び除外

この協定については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第四十三条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は主体がこの協定の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令を

この協定の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は主体についてこの協定を適用するに当たり、この協定の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第四十四条 他の協定との関係

1 この協定は、この協定と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

2 二以上の締約国は、当該締約国間の関係に適用される限りにおいて、この協定の運用を変更し、又は停止する協定を締結することができる。ただし、そのような協定は、この協定の規定であってこれからの逸脱がこの協定の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないものに関するものであってはならず、また、この協定に定める基本原則の適用に影響を及ぼし、又は他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、若しくは義務を履行することに影響を及ぼすものであってはならない。

3 2に規定する協定を締結する意思を有する締約国は、他の締約国に対し、この協定の寄託者を通じて、

2に規定する協定を締結する意思及び当該協定によるこの協定の変更又は停止を通報する。

第四十五条 改正

1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による通報により、この協定の改正案を提案し、及びその改正案を審議する会議の招集を要請することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務総長は、当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、当該会議を招集する。

2 1の規定に基づき招集される改正に関する会議において用いられる決定手続は、この会議が別段の決定を行わない限り、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際連合会議において用いられた決定手続と同一のものとする。改正に関する会議は、いかなる改正案についても、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払うものとし、コンセンサスのためのあらゆる努力が尽くされるまでは、改正案について投票を行わない。

3 この協定の改正は、採択された後は、改正自体に別段の定めがない限り、採択の日から十二箇月の間、国際連合本部において、締約国による署名のために開放しておく。

4 第三十八条、第三十九条、第四十七条及び第五十条の規定は、この協定のすべての改正について適用する。

5 この協定の改正は、当該改正を批准し、又はこれに加入する締約国については、三分の二の締約国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。その後において、必要とされる数の批准書又は加入書が寄託された後に当該改正を批准し、又はこれに加入する締約国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

6 改正については、その効力発生のためにこの条に定める数よりも少ない数又は多い数の批准又は加入を必要とすることを定めることができる。

7 5の規定により改正が効力を生じた後にこの協定の締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、(a)改正された協定の締約国とされ、かつ、(b)当該改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない協定の締約国とされる。

第四十六条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による通告を行うことによってこの協定を廃棄することができる。

きるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、廃棄の効力に影響を及ぼすものではない。廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、この協定との関係を離れた国際法に基づく義務であってこの協定に具現されているものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第四十七条 国際機関による参加

1 条約の附属書IX第一条に規定する国際機関がこの協定によって規律されるすべての事項について権限を有しない場合には、条約の附属書IXの規定は、当該附属書の次の規定を除き、当該国際機関のこの協定への参加について準用する。

(a) 第二条前段

(b) 第三条1

2 条約の附属書IX第一条に規定する国際機関がこの協定によって規律されるすべての事項について権限を有する場合には、次の(a)から(c)までの規定は、当該国際機関のこの協定への参加について適用する。

- (a) 当該国際機関は、署名又は加入の時に、次のことを明示する宣言を行う。
 - (i) 当該国際機関がこの協定によって規律されるすべての事項について権限を有すること。
 - (ii) (i)の理由により、当該国際機関の構成国が締約国とならないこと。ただし、当該国際機関が責任を有しない当該国際機関の構成国の領域に関しては、この限りでない。
 - (iii) 当該国際機関がこの協定に基づく国の権利及び義務を受け入れること。
 - (b) 当該国際機関の参加は、いかなる場合にも、当該国際機関の構成国に対しこの協定に基づく権利を与えるものではない。
 - (c) この協定に基づく当該国際機関の義務と当該国際機関を設立する協定又はこれに関連する行為に基づく当該国際機関の義務とが抵触する場合には、この協定に基づく義務が優先する。
- 第四十八条 附属書
- 1 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、また、別段の明示の定めがない限り、「この協定」といい、又は第一部から第十三部までのいずれかの部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

2 締約国は、附属書を随時改正することができる。改正は、科学的及び技術的考慮に基づくものとする。第四十五条の規定にかかわらず、附属書の改正が締約国の会合においてコンセンサス方式によって採択される場合には、当該改正は、この協定に組み込まれ、その採択の日又は当該改正において指定されている他の日から効力を生ずる。締約国の会合において改正がコンセンサス方式によって採択されない場合には、同条に規定する改正手続を適用する。

第四十九条 寄託者

この協定及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第五十条 正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十五年十二月四日にニューヨークで、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びス

ペイン語による原本一通を署名のために開放した。

附属書Ⅰ データの収集及び共有のための標準的な要件

第一条 一般原則

1 データの適時の収集、編集及び分析は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の効果的な保存及び管理の基本である。このため、公海及び国の管轄の下にある水域におけるこれらの資源を対象とする漁業から得られるデータが必要であり、また、当該データは、漁業資源の保存及び管理のために統計的に有意義な分析を可能とするような方法で収集され、及び編集されるべきである。これらのデータには、漁獲量及び漁獲努力量に関する統計その他漁業に関連する情報（例えば、漁船に関連するデータその他漁獲努力量の標準化のためのデータ）が含まれる。収集されるデータには、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し、又は依存している種に関する情報も含まれるべきである。すべてのデータは、正確性を確保するために検証されるべきである。集計される前の個々のデータの秘密性は、保持されるものとし、これらのデータの頒布は、その提供に当たって定められた条件に従う。

2 開発途上国に対する援助（訓練並びに財政的及び技術的援助を含む。）については、海洋生物資源の保

存及び管理の分野における能力を形成するために提供する。当該援助は、データの収集及び検証、オペレーター計画、データの分析並びに資源評価に寄与する調査計画を実施するための能力を向上させることに焦点を合わせるべきである。開発途上国の科学者及び管理担当者がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に最大限に可能な範囲で参加することを促進すべきである。

第二条 データの収集、編集及び交換の原則

ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を対象とする漁獲操業から得られるデータの収集、編集及び交換の範囲を定めるに当たって、次の一般原則を考慮すべきである。

- (a) いずれの国も、自国を旗国とする漁船から、各漁法ごとの操業上の特徴（例えば、底びき網漁業に用いられる個々のひき網、はえ縄漁業及びまき網漁業に用いられる一式用具、一本釣りによって漁獲される各魚群、ひき縄による漁獲が行われる日）に応じ、効果的な資源評価を容易にするために十分詳細な漁獲活動に関するデータが収集されることを確保すること。
- (b) いずれの国も、漁業に関するデータが適切なシステムを通じて検証されることを確保すること。
- (c) いずれの国も、漁業に関するデータその他裏付けとなる科学的データを編集すること並びに関係する

小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在する場合には当該機関又は枠組みに対し、合意された形式で、かつ、適時にこれらのデータを提供し、そのような機関及び枠組みが存在しない場合には直接に又は当事国間で合意された他の協力のための仕組みを通じたデータの交換に協力すること。

(d) いずれの国も、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みの枠内で又は他の方法により、この附属書の規定に従い並びに関係する地域におけるこれらの資源の性質及びこれらの資源を対象とする漁業の性質を考慮して、提供するデータの明細及びその様式について合意すること。そのような機関又は枠組みは、当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参加国に対し、当該国を旗国とする漁船の関連する漁獲活動に関するデータの提供を要求すること。

(e) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みは、自己が定めた条件に従い、データを編集し、及び関心を有するすべての国が適時に、かつ、合意された様式で当該データを利用することができるようにすること。

(f) 旗国の科学者及び関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みにより派遣される

科学者は、個別に又は適当な場合には共同してデータを分析すること。

第三条 漁業に関する基本的なデータ

1 いずれの国も、合意された手続に従い、効果的な資源評価を容易にするため、十分詳細な次の種類のデータを収集し、及び関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みがこれらのデータを利用することができるようにする。

- (a) 漁業の種類及び船団ごとの時系列的な漁獲量及び漁獲努力量の統計
- (b) 漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種又は非漁獲対象種の数、名目重量又はその双方によって表される総漁獲量（名目重量は、陸揚げに相当する生魚重量として国際連合食糧農業機関が定義するところによる。）
- (c) 漁業の種類ごとに適切な漁獲対象種又は非漁獲対象種の数又は名目重量により報告される投棄魚の統計（必要な場合には、推定値を含む。）
- (d) 漁法ごとに適切な漁獲努力量の統計
- (e) 漁獲場所、漁獲日時及び適当な場合には漁獲操業に関するその他の統計

2 いずれの国も、適当な場合には資源評価に寄与する情報を収集し、及びこれを関連する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに提供する。そのような情報には、次の事項を含める。

- (a) 体長、体重及び性別に応じた漁獲物の内訳
- (b) 年齢、成長度、資源の加入量、分布及び種の識別等の資源評価に寄与するその他の生物学的な情報
- (c) 他の関連する調査（豊度の調査、資源量の調査、水中音響調査、資源豊度に影響を及ぼす環境要因に関する調査並びに海洋学的及び生態学的調査を含む。）

第四条 漁船に関するデータ及び情報

1 いずれの国も、船団の構成及び漁船の漁獲能力の標準化並びに漁獲量及び漁獲努力量に関するデータの分析に当たって異なる単位で表される漁獲努力量の間換算のため、漁船に関する次の種類のデータを収集すべきである。

- (a) 漁船の識別、国籍及び船籍港
- (b) 漁船の種類
- (c) 漁船の仕様（例えば、建造素材、建造日、登録されている長さ、登録されている総トン数、主たる推

進機関の出力、船倉の容量、漁獲物の貯蔵法)

(d) 漁具に関する詳細 (例えば、種類、漁具の仕様、数量)

2 旗国は、次の情報を収集する。

- (a) 航行用及び船位の測定用の補助装置
- (b) 通信機器及び国際無線通信呼出符号
- (c) 乗組員数

第五条 報告

いずれの国も、自国を旗国とする漁船が自国の漁業行政機関及び合意がある場合には関連する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対し、漁獲量及び漁獲努力量に関する操業日誌中のデータ (公海における漁獲操業に関するデータを含む。) を国内の義務並びに地域的及び国際的な義務を履行するために十分な頻度で送付することを確保する。当該データは、必要に応じ、無線、テレックス、ファクシミリ又は衛星送信その他の方法により送付されるものとする。

第六条 データの検証

国又は適当な場合には小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みは、漁業に関するデータを検証するために次のような仕組みを設けるべきである。

- (a) 船舶監視システムによる位置確認
- (b) 漁獲量、漁獲努力量、漁獲物の内訳（漁獲対象種及び非漁獲対象種）その他漁獲操業の詳細を監視するための科学的なオブザーバー計画
- (c) 漁船の航行、陸揚げ及び転載に関する報告
- (d) 港における試料採取

第七条 データの交換

1 旗国が収集したデータについては、適当な小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを通じて、他の旗国及び関係する沿岸国と共有しなければならない。そのような機関又は枠組みは、集計される前の個々のデータの秘密性を保持しつつ、自己が定めた条件に従い、データを編集し、及び関心を有するすべての国が適時に、かつ、合意された様式で当該データを利用することができるようにする。小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みは、実行可能な範囲内で、データを効率的に利用する機

会を提供するデータベース・システムを開発すべきである。

2 世界的な規模においては、データの収集及び普及は、国際連合食糧農業機関を通じて行われるべきである。小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在しない場合には、国際連合食糧農業機関は、関係国との取極によって小地域的又は地域的な規模においても同様のことを行うことができる。

附属書Ⅱ ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理における予防のための基準値の適用に関する指針

- 1 予防のための基準値とは、合意された科学的方法により得られる推定値であつて、資源の状態及び漁業の状況に対応し、かつ、漁業管理のための指針として利用することができるものをいう。
- 2 二種類の予防のための基準値（保存のための基準値又は限界基準値及び管理のための基準値又は目標基準値）が用いられるべきである。限界基準値は、資源が最大持続生産量を実現することのできる生物学的に安全な範囲内に採捕を抑制することを目的とする限界を設定するものであり、また、目標基準値は、管理のための目標を達成することを目的とするものである。
- 3 予防のための基準値は、特に、再生産能力、資源の回復力、資源を漁獲する漁業の特性、漁業以外の理由による死亡率及び不確実性の主要な原因を明らかにするため、資源別に定められるべきである。
- 4 管理のための戦略は、採捕される資源及び必要な場合には関連し又は依存している種の資源量を、従前に合意された予防のための基準値と合致する水準に維持し、又は回復させるよう努めるものとする。その

ような基準値は、従前に合意された保存及び管理のための措置を開始するために使用される。管理のための戦略には、漁獲量が予防のための基準値に接近した場合に実施することのできる措置を含めるものとする。

5 漁業管理のための戦略は、漁獲量が限界基準値を超過する危険性が極めて小さくなることを確保するものとする。一の資源の資源量が限界基準値を下回る場合又は下回る危険がある場合には、資源の回復を促進するために保存及び管理のための措置が開始されるべきである。漁業管理のための戦略は、漁獲量の平均値が目標基準値を超過しないことを確保するものとする。

6 一の漁業についての基準値を決定するための情報が不十分であるか又は存在しない場合には、暫定的な基準値を定める。暫定的な基準値は、情報が一層多い類似の資源からの推定によって定めることができる。そのような場合には、当該漁業については、改善された情報が利用可能となった時に暫定的な基準値を改定することができるように、監視を強化するものとする。

7 最大持続生産量を実現する漁獲量は、限界基準値に関する最低限度の基準とみなされるべきである。漁業管理のための戦略は、濫獲されていない資源に関しては、漁獲量が最大持続生産量を超えないこと及び

資源量が従前に定められた基準値を下回らないことを確保するものとする。濫獲された資源に関しては、最大持続生産量を実現する資源量を回復目標とすることができる。